(目的)

第1条 地域で発生する様々な犯罪を防止し、安全・安心なまちづくりを推進するため、関連する機関が連携を図るとともに、区民が主体となった防犯パトロール隊の結成及び防犯パトロール活動の支援等を目的とする高津区安全・安心まちづくり推進協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。(委員)

- 第2条 協議会の委員は、次に掲げるものにより構成する。
  - (1) 高津区全町内会連合会会長及び副会長
  - (2)その他、安全・安心なまちづくりを推進する組織の代表者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(組織)

第3条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 高津防犯パトロール隊隊長 1名

(4) 会計 1名

(5) 会計監査 1名

- 2 役員は、委員の互選により選出する。
- 3 協議会に参与を置く。参与には、高津区長、高津警察署長および高津消防 署長をもって充てる。

(役割)

- 第4条 協議会は、第1条の目的を推進するため、次に掲げる事項を行なう。
  - (1) 安全・安心なまちづくりを推進するための組織体制づくりに関するこ

- (2) 高津防犯パトロール隊の組織づくりに関すること
- (3) 高津防犯パトロール隊の活動支援に関すること
- (4) 区民の自主的な防犯活動の支援に関すること
- (5) 安全・安心なまちづくりに向けた啓発活動に関すること
- (6) その他、火災防止対策に関すること、並びに安全・安心まちづくり活動の推進に関すること

(会議)

- 第5条 協議会は、必要に応じて会長が召集する。
- 2 会長が、必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、意見又は説明を聴 くことができる。

(高津防犯パトロール隊)

- 第6条 協議会内に高津防犯パトロール隊を置く。
- 2 高津防犯パトロール隊に関する要綱は別に定める。

(事務局)

- 第7条 協議会に事務局を置き、高津区役所区民協働推進部地域振興課が担当 する。
- 2 事務局長は、高津区役所副区長(区民協働推進部長)をもって充てる。 (その他)
- 第8条 この要綱で定めるもののほか、必要事項は、協議会で協議をして定める。

附則

この要綱は平成17年11月18日より施行する。

附則

平成18年3月22日一部改正